令和６年度がん専門医療従事者育成推進事業費補助金Q&A

Q１　今年度（令和６年度）補助金を申請することができるのは、どの期間の教育課程・研修を受講する場合ですか。

A１　今年度の対象となるのは、令和６年４月１日から令和７年３月３１日までに受講する教育課程・研修です。

がん看護専門看護師、遺伝看護専門看護師、がん専門薬剤師の資格取得には、複数年度の研修が必要ですが、この場合、今年度に支払った補助対象経費が補助金の対象となります。

Q２　どの分野の資格が対象になりますか。

A２　補助金交付要項の別表に記載がある次の資格が対象になります。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査機関 | 資格名 | 補助対象の教育課程または研修 |
| 公益社団法人日本看護協会 | がん看護専門看護師 | 一般社団法人日本看護系大学協議会が認定する高度実践看護師教育課程（旧名称：専門看護師教育課程）のうち、中欄に掲げる専門看護師の取得に受講が必要な教育課程 |
| 遺伝看護専門看護師 |
| 緩和ケア認定看護師（A・B課程） | 公益社団法人日本看護協会が認定する認定看護師教育機関における教育課程のうち、中欄に掲げる認定看護師の取得に受講が必要な教育課程（※ただし、現行のA課程認定看護師がB課程認定看護師に移行する目的で受講する特定行為研修は補助対象外） |
| がん薬物療法看護認定看護師がん化学療法看護認定看護師 |
| がん性疼痛看護認定看護師 |
| 乳がん看護認定看護師（A・B課程） |
| がん放射線療法看護認定看護師（A・B課程） |
| 在宅ケア認定看護師訪問看護認定看護師 |
| 一般社団法人日本病院薬剤師会 | がん薬物療法認定薬剤師 | 一般社団法人日本病院薬剤師会が実施するがん薬物療法認定薬剤師研修事業 |
| 一般社団法人日本医療薬学会 | がん専門薬剤師 | 一般社団法人日本医療薬学会が認定するがん専門薬剤師研修施設において、当該学会の定めた研修ガイドラインに従って実施されるがん専門薬剤師の取得に必要な研修 |

Q３　どのような教育機関がありますか。

A３　補助対象となる教育課程・研修を実施している機関については、各資格の審査機関のホームページを参照してください。

○日本看護協会　専門看護師・認定看護師　教育機関検索

http://nintei.nurse.or.jp/certification/General/GECI01LS/GECI01LS.aspx

○日本病院薬剤師会 がん薬物療法認定薬剤師研修事業等

https://www.jshp.or.jp

○日本医療薬学会　がん専門薬剤師研修　認定施設一覧

http://www.jsphcs.jp/nintei/cont/g-shisetsu.pdf

Q４　対象職員（受講生）について、勤務形態や勤務年数等の条件はありますか。

A４　条件はありません。常勤・非常勤の別を問わず、勤務年数も不問です。

ただし、**補助金の交付を受けた場合で、受講者が補助金交付時に所属していた医療機関に教育課程・研修の修了した日以降３年間勤務しなかった時、医療機関は補助金を返還しなければなりません（要項第９条）。**

Q５　当院では、教育課程を受講する職員に対し給与を支給し、授業料等については、職員本人と当院で２分の１ずつ負担します。この場合もこの補助金を利用することはできますか。

A５　利用できます。ただし、この場合、補助対象となるのは、医療機関が負担した額のみとなります。受講生の負担分については補助対象となりません。

　例）医療機関で20万円、受講者本人が20万円負担する場合。

　　　→補助対象経費は20万円となり、補助率２分の１のため、交付される補助金は10万円となります。

Q６　当院では、まず、受講生が授業料等を立て替えて、年度末までに当院に費用を請求し、請求後、当院から受講生に対し経費を支給する予定です。このような場合、補助金の申請をすることができますか。

A６　対象となる費用について、年度内（令和６年4月1日から令和７年３月31日まで）に、医療機関から受講生に対し支払いが済んでいれば、補助対象となります。

Q７　令和６年４月開講の教育課程・研修について、前年度（令和６年3月31日まで）に入学金・授業料を支払った場合は補助対象となりますか。

A７　今年度に支払った経費が補助対象となるため、補助対象外となります。振り込みを教育課程・研修を受講する年度に行っていただくか、前年度に本人が立て替え払いをして、医療機関が当該年度に本人へ支払う場合は、補助対象となります。

Q８　教育課程・研修を受講する職員に直接手続きをとらせて、この職員に対して補助金を渡してもらえますか。

A８　できません。

この補助金は、医療機関が実施する、職員に対する資格取得支援の取り組みに対し補助するものであり、補助対象はあくまでも医療機関となります。

Q９　受講者本人が賃貸マンションの契約をし、受講者本人が支払いをしています。この場合は補助の対象となりますか。

A９　医療機関が受講者本人に対して、受講のために借りたマンションの家賃補助を行っている場合は、補助の対象となります。

　　 家賃の一部を住居手当等で支給している場合も対象となります。

Q10　教育課程・研修を休学等により修了できなかった場合、どうなりますか。

A10　教育課程・研修を修了できなかった場合、補助金を交付することはできません。また、既に補助金の交付を受けている場合、医療機関は補助金を返還しなければなりません（要項第９条）。ただし、受講者が業務により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために業務を継続することができなくなったときは、この限りではありません。

Q11　資格取得の審査・試験に不合格だった場合、どうなりますか。

A11　審査・試験に教育課程・研修を修了した日が属する年度の翌年度から起算して３カ年度以内に合格すれば、問題ありませんが、不合格の場合、医療機関は補助金を返還しなければなりません（要項第９条）。

Q12　代替職員の経費の補助対象となる期間はいつですか。

A12　受講者を教育課程・研修へ派遣する期間のみとなります。

Q13　補助金に関する書類は、何年間保管する必要がありますか。

A13　医療機関は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類（領収書や給与明細など）を整理し、これらの帳簿・書類を事業完了後５年間保管しておかなければなりません（要項第13条）。